

狼雅会 会則

(名称)

第1条 この後援会は、狼雅会(以下、「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、二子山部屋に所属する大相撲力士狼雅関が相撲道に邁進できるよう支援するとともに、狼雅関との交流を通じて、国技である相撲の普及促進を図ることを目的とする。

(組織及び会員)

第3条 本会は、本会の目的に賛同する個人、法人、団体で入会した者(以下、「会員」という。)をもって組織する。

(事務所)

第4条 本会は、愛知県名古屋市中区錦3-22-24ATS広小路に事務所を置く。

(活動)

第5条 本会は、本会の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1)狼雅関への多岐にわたる支援・激励
- (2)相撲の普及のための発信や狼雅関との交流会
- (3)その他、本会の目的達成のために必要な活動

(入会)

第6条 本会への入会希望者は、本会の目的に賛同し、本会所定の手続きを経た後、本会の承認を受けることにより会員となる。入会にあたって会員は、次の事項を確約する。

- (1)自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者、又はその構成員(以下、総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
- (2)自己の名義を反社会的勢力に利用させないこと。
- (3)自らの役員(取締役、執行役員、監査役またはこれらに準ずる者)又は社員が反社会的勢力ではないこと。

(会費)

- 第7条
1. 会員は本会所定の期日までに別途定める会費を支払わなければならない。なお、振込手数料は会員の負担とする。
 2. 支払われた会費は、いかなる理由であっても返還しないものとする。
 3. 会費の額および納付期限は別途定める。
 4. 会費の対象期間は毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

(その他の収入)

第8条 次の各号の場合は、年会費とは別に扱う。

- (1) 本会が主催する催事等の場合は、その都度、その経費を徴収する。
- (2) 寄付金等については、会員の別を問わず随時受け付ける。

(退会および除名)

第9条 1. 会員は本会指定の方法により退会することができる。

2. 次の各号に該当する場合は、除名することができる。

- (1) 本会則に違反した場合
- (2) 本会の会員として品位を損なうと認められる行為があった場合
- (3) 会員が本会所定の期日までに会費を納入しなかった場合
- (4) 本会を利用した営利活動、政治活動、宗教活動を行った場合
- (5) その他、狼雅関、本会又はその関係者の名誉や信用を著しく毀損した場合

(個人情報の取扱い)

第10条 本会は、会員から取得した個人情報を、本会の運営、連絡、会費管理および各種案内の目的に限り利用し、適切に管理する。

(会則の変更)

第11条 本会則の変更は、狼雅関および事務局の協議により行うものとする。

(運営)

第12条 本会の運営および資産管理は、事務局が行う。本会の運営方針および活動内容に関する最終決定権は事務局に帰属する。

(事務局)

第13条 本会の事務局は、狼雅関が選任する。

(本会則に定めのない事項)

第14条 本会則に定めのない事項は、狼雅関と事務局の審議を経て別に定める。

附則 この会則は、2026年9月1日から施行する。